

## 平成 21 年度第 1 回四街道市市民参加推進評価委員会議事録

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成 21 年 5 月 22 日（金）18:30~21:20
- 場 所：四街道市庁舎新館 3 階公室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、大倉委員、栗原委員、佐々木委員、永澤委員、三木委員、宮原委員  
（事務局）  
成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

### 【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 諮問
- 4 議事
  - ①平成20年度市民参加手続の実施状況について
  - ②平成20年度市民参加手続の実施予定について（21年3月追加分）
  - ③平成20年度市民提案手続等の公表について
- 5 答申
- 6 その他
- 7 閉会

### 【配布資料】

四街道市市民参加条例に基づく市民参加手続等について（諮問）

資料No.1 平成20年度市民参加手続の実施状況シート評価対象リスト（21年度第1回委員会審査案件）

資料No.2-1 「審議会等手続」の実施状況シート（男女共同参画推進計画の策定）

資料No.2-2 「意見提出手続」の実施状況シート（男女共同参画推進計画の策定）

資料No.3-1 「その他の手続」の実施状況シート

（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、福祉施設整備計画の策定）

資料No.3-2 「その他の手続」の実施状況シート

（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、福祉施設整備計画の策定）

資料No.3-3 「その他の手続」の実施状況シート

（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、福祉施設整備計画の策定）

資料No.3-4 「その他の手続」の実施状況シート

（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、福祉施設整備計画の策定）

資料No.3-5 「審議会等の手続」の実施状況シート

（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定）

資料No.3-6 「意見提出手続」の実施状況シート（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定）

資料No.4-1 「審議会等手続」の実施状況シート（福祉施設整備計画の策定）

- 資料No.4-2 「意見提出手続」の実施状況シート（福祉施設整備計画の策定）  
資料No.5-1 「その他の手続」の実施状況シート（障害福祉計画の策定）  
資料No.5-2 「審議会等手続」の実施状況シート（障害福祉計画の策定）  
資料No.5-3 「意見提出手続」の実施状況シート（障害福祉計画の策定）  
資料No.6-1 「審議会等手続」の実施状況シート  
（一般廃棄物処理基本計画の変更（計画名称の変更も含む））  
資料No.6-2 「意見提出手続」の実施状況シート  
（一般廃棄物処理基本計画の変更（計画名称の変更も含む））  
資料No.7-1 「審議会等手続」の実施状況シート（生涯学習推進計画の策定）  
資料No.7-2 「意見提出手続」の実施状況シート（生涯学習推進計画の策定）  
資料No.8 「意見提出手続」の実施状況シート（地域住宅計画（四街道市地域）の変更）  
資料No.9-1 「その他の手続」の実施状況シート（旭小学校改築工事基本設計の策定）  
資料No.9-2 「意見提出手続」の実施状況シート（旭小学校改築工事基本設計の策定）  
資料No.10 平成20年度市民参加手続の実施予定（21年3月追加分）評価対象リスト  
資料No.11 市民参加手続の実施予定シート（保育の実施に要する費用の徴収に関する規則の改正）  
資料No.12 市民参加手続の実施予定シート（廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の改正）  
資料No.13-1 平成20年度市民参加手続の実施状況（案）  
資料No.13-2 平成19年度市民提案手続の提案状況（案）  
資料No.13-3 平成20年度市民参加手続の提案状況（案）  
資料No.13-4 平成20年度市民参加手続の対象としなかった行政活動（案）  
資料No.14 平成21年度市民参加推進評価委員会開催スケジュール（案）  
資料No.15 市民参加条例の見直しスケジュール（案）  
参考資料 市民参加手続の実施状況シートにおける市民参加推進評価委員会のコメント例  
参考資料 平成20年度市民参加手続の実施予定一覧

## 【会議経過】

### 1 開会

（成田課長）

本日は、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から平成21年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会を開催させていただきます。

本日は会議次第に沿って進めさせていただきたいと考えていますが、その前に4月1日付けで人事異動があり、市民活動推進室長が交替しております。宇田俊哉でございます。

（宇田室長）

宇田でございます。永易の後任でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

（成田課長）

次に資料の確認をさせていただきたいと思っております。

－ 資料確認 －

(宇田室長)

なお、追加資料として、市長から委員長宛の市民参加手続等についての諮問書があります。続いて資料No.14「21年度市民参加推進評価委員会開催スケジュール案」、資料No.15「市民参加条例の見直しスケジュール案」、参考資料「市民参加条例の実施状況シートにおける市民参加推進評価委員会のコメント例を追加しております。

本日の資料は以上でございます。よろしく申し上げます。

(成田課長)

続きまして、1点訂正をお願いしたいと思います。

今年3月5日に開催した平成20年度第4回委員会の議事録を過日お渡ししましたが、この議事録の16ページの中段、委員長の発言の中で、条例第7条というところからですが、その下の「分離的」という字は、文章の「文」に理科の「理」の「文理」が正しい字ですので、訂正をお願いいたします。

では、会議次第に沿って、委員長に挨拶をいただいた後、議事進行についてお願いいたします。

## 2 委員長挨拶

(委員長)

皆さん今晚は。

本年度第1回の市民参加推進評価委員会を行います。このメンバーでの最終回となります。

案件が非常に多いので速やかに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問から申し上げます。

(成田課長)

議事次第の3番目の諮問になります。

その前に、事務局での準備が遅れてしまい申し訳ありませんでしたが、この会議は原則公開となっておりますので、公開・非公開の件からまずお諮りいただければと思います。

(成田課長)

原則公開ということで、これまでも基本的に市民提案があった場合に議論はありましたが、本日の審議内容に個人情報が含まれていません。また、会議を公開することによって、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるとも私は認められないと思っております。委員の皆さんからご意見がなければ公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声－

(委員長)

それでは公開とします。傍聴者はおりますか。

(成田課長)

傍聴者はおりませんので申し上げます。

## 3 諮問

(成田課長)

それでは会議次第の3番目、諮問文については配付させていただいておりますのでご覧ください。

－諮問文の代読－

よろしく申し上げます。

(委員長)

只今、諮問を受けました。

5点あり、このうち本日の議題にあります、大きく3つになります。20年度市民参加手続の実施状況、それから20年度市民参加手続の実施予定の3月追加分ということで、この委員会にまだ上がっていないもの、それから20年度市民参加手続等の公表について、ということになっております。

#### 4 議 事

##### ① 平成20年度市民参加手続の実施状況について

(委員長)

それでは、議事次第に沿って、今回諮問を受けた事項について審議し、答申したいと思います。

最初に議事の①、平成20年度市民参加手続の実施状況についてですが、まず進め方として、資料No.2-1を脇においていただき、No.2-1の男女共同参画推進計画について説明していただいて質疑、そして答申をどうするか、一つずつ進めていきたいと思っております。

男女共同参画推進計画策定については、資料No.2-1と2-2を使いますが、両方を見ながら進めたいと思っております。

それから、参考資料として市民参加手続の実施状況シートにおける市民参加推進評価委員会で示されたコメント例ですが、これまでの議論などを参考にしてみとめたのがこの資料ということなので、これらを参考にしながら委員会としてコメントを付していきたいと思っております。

それでは、平成20年度市民参加手続の実施状況について、1番から順に説明をお願いします。

(宇田室長)

資料No.2-1、男女共同参画推進計画の策定の審議会等手続の実施状況シートでございます。

会議名が男女共同参画推進協議会で6回開催しております。裏面もございましてご覧ください。なお、全6回のうち、5回目に計画案を付記した際の意見ということでの市民参加手続となっております。1枚目の意見の取扱欄に「意見を反映し案を修正した」が13件、「案を修正しなかった」が0件、「その他」については1件、全14件の意見をいただき、結果の公表に関しては、4月30日に実施しております。なお、公告とともにホームページの公表と、委員への報告を行いました。

市民参加推進本部のコメントですが、条例・規則等に即した実施については妥当な旨の記載、周知については、特筆項目としまして、傍聴者が0人であることから、関係する対象への一層の周知が望まれると付記しております。意見の取り扱いについても妥当な表現となっております。

以上、資料No.2-1、審議会等手続の実施状況でございます。

続きまして、資料No.2-2、同じく男女共同参画計画の策定の意見提出手続でございます。

平成21年1月15日から2月4日までの21日間、意見提出手続が設けられ、公示日が1月15日、提出者は0人、結果の公表については、5月11日の告示、ホームページで公表しております。

市民参加推進本部のコメントですが、概ね妥当な手続きということですが、特筆すべきものとして、意見提出者が0人であったことから、関係する対象への一層の周知が望まれるという周知方法についてのコメントが特記されております。他の手続きに関しては妥当に処理されているということです。

以上が、男女共同参画推進計画の策定の説明でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

只今、男女共同参画推進計画の策定について、審議会等手続と意見提出手続の2つが行われているということです。事務局の説明やシートを見て、ご意見やご質問などがあればお願いします。

事務局に確認ですが、コメントは出すのでしょうか。ここで出すコメントと答申とは違うのでしょうか。別紙のとおり答申することでよかったですでしょうか。

(庄嶋主査補)

そのとおりです。

(委員長)

答申の中味は1件ずつ決めていこうということですね。

では、説明のあった資料No.2-1、No.2-2のそれぞれを委員会のコメントとして審議することになります。ご意見等ありませんか。

(大倉委員)

資料No.2-1で、委員の数が15名ですが、委員会の出席者が10名から11名です。それが多いのか少ないのかわかりませんが、15名と10名を比べれば出席者が少ないという感じがします。

もう一つは発言者の数です。10名参加しているが3名しか発言していない。11名も参加して4名しか発言していない。1名でも発言すればその課題については前に進んでしまうのでしょうか。発言者の数とか発言件数とか、何か決まりごとがあるのでしょうか。

(成田課長)

たまたまこういう結果だったということです。時間の制約、発言の制約等も全くありません。

これは、改定計画、2期目の計画ということで、前の計画を検証し手直しをして新しい計画としたので、初めて作ったのものではないことも理由としてあったかもしれません。

(委員長)

大倉委員、よろしいですか。

(大倉委員)

いろいろな委員の方がおられるということは分かりました。

(委員長)

最近の動きとして、市民オンブズマンがある自治体のホームページ等を参考に、市民公募の委員の出席率、発言率などをチェックし、通信簿のようなものを作っています。

公募委員の出席率はわかりますか。10人の委員で公募委員4人全て欠席だと市民参加の意味がありません。そのあたりは調べられていますか。

(宇田室長)

調べておりません。

(委員長)

調べたほうがいいと思います。むしろ公募委員の出席率のほうが、この委員会としては大事かもしれません。公募委員が積極的に出席し市民参加が行われているかという状況が分かるので、その部分については善処してほしいと思います。

(宇田室長)

このシートの中に公募委員の出席人数を括弧書きで入れるということでよろしいでしょうか。

(委員長)

よろしいのではないのでしょうか。元々人数は括弧書きですから。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(大倉委員)

もう一つ確認します。資料No.2-2で、パブリックコメントの提出者が0人でも役所の手続きとしては終了なのですか。提出者が誰もいない場合、再度市民に募集するのでしょうか。1回の募集で提出者が0人でも、役所としては手順を一つ踏んだということで終わってしまうのですか。

(成田課長)

パブリックコメントの作り方がそのような形になっておりますので、提出者が出るまでやるということでは考えておりません。

(委員長)

制度上は多分どこでもそうで、それ自体はやむを得ないと思います。0人ということは、逆に解して、形式的に考えると、みんなOKだと考えているということになるでしょうね。消極的賛成というか。ですから、それはむしろ意見があるなら出ささいということですよ。

但し、周知についてですが、推進本部のコメントに書いてあるとおり、周知がどれだけできているかが問題だと思います。市民は知らなければ意見は出せませんから。今回のこの件については、公告掲示板、市政だより、ホームページなど、通常考えられる方法で行われています。

案件によっては意見の出るものと出ないものがあり、制度上は0人だからといけないということではなく、意見が言えることが大事だということです。但し、市としては、賛成を含めていろいろな意見が出るように周知活動の推進をすべきで、我々もそのようなコメントをすることは考えられます。

他にいかがでしょうか。

(三木委員)

パブリックコメントは1月15日から2月4日まで行われていますが、審議会等手続としては、11月23日の協議会で出された委員の意見を反映したということですね。1月15日の時点で、案として出されていたのは意見を反映したのですか。

(宇田室長)

そのとおりです。協議会の意見を反映したものを、案としてパブリックコメントに付しています。

(三木委員)

そうだとすると、審議会等手続の結果の公表日が21年4月30日、パブリックコメントが2月12日で、意見を聞いて修正したのは1月15日より前に行われていますが、結果の公表までに相当かかっています。パブリックコメントで案を出すときに、本当であれば審議会がこの部分を修正したと公表があった上でやったほうが良いと思うので、結果の公表時期についてはよくないと思います。

また、意見提出手続も2月14日に終わり、協議会として3月1日に最終回で、意見も出ていない状況であれば、もう少し早く公表できるのではないのでしょうか。つまり作業を要しないので、審議会等手続と意見提出時期共に、結果の公表はもう少し早い時期にできたのではないかと、特に協議会は、本来は意見提出前に出していただくのが筋ではないかと思えます。

(委員長)

いかがですか。

(成田課長)

ご指摘のとおりだと思います。

(委員長)

今の件は、場合によってはコメントに入れる必要があると思いますが、皆さんはいかがでしょうか。

1点確認しますが、まず意見提出手続については、条例では9条第5号ですが、提出された意見について検討を終えたときは、次に掲げる事項を公表するとなっていますので遅すぎます。審議会の部分についてはそこまで細かく規定されていませんから何とも言えませんが。

ちなみに、国が行っている意見公募手続は、その意見を聞いた結果が政策を実施する時ですから、後の公表でも問題ありません。ところが、四街道市の条例では検討を終えたときに速やかにやらないといけないと思います。

男女共同参画推進計画が、意見提出手続や審議会等手続などの市民参加手続を終えてスタートしたのはいつでしたか。

(成田課長)

21年4月、新年度当初からです。

(委員長)

その政策は行政活動ですか。計画がスタートした後に市民参加の結果を公表していますが、これは順序が逆です。公表と計画のスタートは少なくとも同時だと思います。

その点について、もし違う意見がありましたらお願いします。なければ、三木委員からのご指摘の通り、どのように答申するかは別にしてコメントに加えたいと思いますがよろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

コメントにつながる話ではありませんが、市の考え方を聞かせてください。

審議会等手続は、審議会の中で議論をしますね。審議会から出てきた意見についてどう考えるかというコメントを出します。でも審議会では意見が両論出ます。両方が議論をして、ではこうしようと審議会では答えが出るはずですよ。

これは確認ですが、審議会から出された答えに対しての答えということでよろしいですか。

(成田課長)

結果的には審議会の意見という形にはなると思います。

(委員長)

個人的には、審議会から出たから市が意見を変えるとかという仕組みは違うような気がします。

四街道はこれでやってみればいいので。細かいことを言えば、公募市民が出した意見なのか学識経験者が出した意見なのか分からないので何とも言えませんが。

何かありますか。

(三木委員)

結果の報告として公告されているものが、審議会等手続の意見提出手続の結果報告となっていますが、これが何を意味しているのかよく分かりません。

意見提出手続は、条例上の文言としてあるので、パブリックコメントを審議会の中でやっている感じの公告になっているように思いますので、もう少し紛らわしくないようにしてほしいです。少なくとも、主体である第三者機関で計画が答申されるので、市民が結果を見て混乱しないように言葉の使い方を注意していただいたほうがいいと思います。

(宇田室長)

おっしゃるとおりで、公告文書の件名の誤りで、審議会等手続の云々というような文言に件名をしておかないといけませんでした。言い訳がましくなりますが、公告文書に関しましては、行政手続の担当課が起案し、政策推進課の供覧を経ないで公告されるので、私どものチェックが働きません。そのシステムを改善しなければいけないと考えています。

(三木委員)

ぜひそうしていただいたほうがいいと思います。

資料の作り方全体が、市が主体で、第三者機関が従的な感じがします。もちろん市の考え方もある程度含んだ上でのものではありませんが、このような表記の仕方が果たしていいのかと思います。

基本的には第三者機関の中で採否を決めていくので、市の考え方などが反映されていくのは通常行われている運営方法だとは思いますが、違和感というか、主従が混同されてしまいそうなので、資料の作り方課題ではないかと思っています。

(委員長)

もう一回確認したほうがいいと思います。このやり方だと、今度、条例改正の諮問を受け、市民委員から意見が出てきます。そこで何も結論を出さずに貯めていき、最終的に、市からこういう意見があったのに対してこういう風に考えるってやっていることにはなりますが、そうではないと思います。

本来諮問を受けたら、委員みんなで条例改正をどうするか議論をして、委員会で決めて答申をします。それぞれが全部自立した委員会ですから、そこで出たものについてはこの委員会から出すことになります。それを市がとるものもあれば、とらないものもあるというのが審議会方式です。

この資料を見ると、委員の意見と市の考え方になっているから審議会の位置付けがよく分からないし、多分、男女共同参画推進計画にしても答申が出ているのではないですか。

(成田課長)

出ております。

(委員長)

このやり方は違うと思います。

(成田課長)

記載の仕方というか表現の仕方でしょうか。

(三木委員)

委員の間でいろいろな意見があるのが当然だと思うので、そこで全ての意見が反映されるというよりは、合議体として採否が決まっていくということだと思います。

例えば、そこは改めます、ここは無理ですと、市が判断しても、最終的にそれを採用する、しないを決めるのは、少なくとも合議体でないと理屈としてはおかしいと思います。

ですから、市の考え方というのは、委員会で出た意見を採用したか、採用しなかった場合にはなぜ採用しなかったかを、市の考え方ではなく、合議体でやらないといけないと思います。

(成田課長)

このシートの表現の仕方を工夫しなければいけないのではないかと考えています。

(委員長)

そもそも審議会等手続は、審議会に一定以上の市民が公募で入ること、その審議会の中でこういう審議がされること、本来はそれだけです。四街道市の条例にそのように書いてあります。



それに対して意見公募手続は、意見に対して行政機関が答えるというのがポイントです。これも件数を求めているわけではありません。

ですから、今日のものに対してはどうしようもないので、審議会等手続についての方法について見直すことというコメントを出そうと思います。そのような感じでいいですか。

(三木委員)

どのように直すかは私も分かりません。

(成田課長)

審議会が出た意見に対して市の意見という形で整理をするということですか。

(委員長)

三木委員がそう言われたので助け舟を出したのですが、そこまでやる必要があるかどうか。

本来、審議会等手続については、公募委員が入ってやっているかを見ればいいのかと思うので、それを含めて検討してください。

(三木委員)

条文、条例の作り方に問題があると思います。

審議会手続の規定を見ると、審議会等から提出された意見について検討を終えたときは次の事項を公表しなさいと書いてありますが、ここに出されている意見というのは、一体何を意味しているのかよく分かりません。答申に対しての採否というのが私の通常感覚ですが、議論経過での採否みたいな感じになっているので、条文がそういう意味なのかどうかということも正直私にもよく分かりません。整理をして、きちんとした運用指針を出して今後やっていくことで、混乱や誤解がなくなり分かりやすくなると思います。条文の解釈の問題に関わってくるので、先程、委員長が助け舟を出してくれた通りで、後はご検討いただければと思います。

(委員長)

その他ありますか。

それではコメントをまとめたいと思います。

資料No.2-1の審議会等手続ですが、コメント例を見てもらいますと、推進本部からの周知方法のところですが、傍聴人が0人である。これまでの経過ですと、2番のコメント、概ね適切な実施がなされているが、周知方法について推進本部のコメントに留意してとなるとと思います。それだけではなくて3点ありましたね。そうすると、概ね適切に実施とは言えなくなります。

一つは、結果の公表をその行政活動の実施よりも前に公表すること、それから、審議会等手続における意見等の取り扱いについて今後精査すること、それと推進本部の周知方法のコメントについて留意すること、この三つを出したいと思いますがいかがでしょうか。細かい言葉については調整させてください。

(三木委員)

この件に関しては、審議会等手続とパブリックコメントの手続きの2つの手続きですが、複数の手続きを行う場合は勘案して適切な結果の公表をしていただきたいというのが先程の私の意見なので、その趣旨をコメントに反映していただければと思います。

(委員長)

他の市民参加手続の公表との調整を図るとともに、行政活動の実施以前に結果を公表する、この2つ意味があると思いますが、そのような形ですね。

続いて資料No.2-2ですが、いかがでしょうか。

こちらについては公表時期だけでいいですか。条例に沿って運用するように、ということで。

(中嶋委員)

時期が明確に規定してあるわけではないので。

(委員長)

行政活動の実施までには公表しなければならないと思います。

(成田課長)

今のご意見と言いましょか、事業の全てを把握しておりませんので、ご意見をいただいたところも考えられると思います。やはり時間的に余裕のないものも全くないわけではございませんので。

(委員長)

国の事例を見ても後に公表することはまずいです。先に公表しないとイケませんね。行政活動の施行以前に結果を公表すること、それから推進本部コメントにある周知について、意見提出手続の実施の際は十分留意すること、これをつけるということにします。

この2件については概ね適正という言葉は入れないで、今の形でコメントを付したいと、ご意見がなければそのようにさせていただきます。

次に、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について説明をお願いします。

(宇田室長)

2番目の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、並びに次の3番、福祉施設整備計画の策定、これが重複して行っているもの、あるいは単独で行っているもの、それぞれございますので、2番と3番を併せてご説明させていただきます。

資料No.3-1、その他手続の実施シートの説明でございます。行政活動は両方でございます。

その他の方法名として、高齢者等実態調査、内容についてはアンケート調査、要介護者や年齢制限をしてのアンケート調査でございます。

実施期間は20年7月25日から8月13日まで、有効回答は1639人でした。

結果の取り扱いにつきましては、ホームページでの公表、あるいはアンケート報告書を作成して、次回の保健福祉審議会高齢者部会等で検討したという内容でございます。

市民参加推進本部のコメントは高齢者等の実態についてのデータを得ることができているとなっております。

資料No.3-2、両方の行政活動のその他手続、方法名として介護保険事業者実態調査でございます。

方法の概要は、サービス提供事業者に対するアンケート調査でございます。

実施期間が20年8月22日から9月8日まで、郵送による送付、回答回収でございます。有効回答が96社、結果の取り扱いに関しては、ホームページの公表及び事業者調査の結果速報版を作成して、次回の保険福祉審議会高齢者部会等で検討したということでございます。

推進本部のコメントは、事業者のデータを得ることができているとなっております。

次に資料No.3-3、行政活動で両方でございます。

その他の手続きといたしまして、事業者意見交換会です。

方法の概要ですが、事業者の各協議会に対して、行政に対する意見を聴取するという内容で、実施期間が8月29日、参加が17社27名、結果の取り扱いですが、当日の口頭での回答、文書での回答、ホームページでの公表、保健福祉審議会高齢者部会等へ説明したということです。

推進本部のコメントとして、事業者の意見を聴取することができているとしております。

次に資料No.3-4、行政活動は両方でございます。

その他手続の実施シートで、方法名が市民懇談会でございます。

なぜ、市民懇談会をその他手続にしたかと申しますと、開催日 20 日前までに会議資料案、計画案を示すことが物理的に不可能なため、その他手続として市民懇談会をカウントしました。

方法の概要ですが、2 回行い、2 回目にパブリックコメントを補完する目的で計画案の説明を行っております。実施は 1 回目が 10 月 25 日、2 回目が 1 月 17 日、参加者は 1 回目が 19 名、2 回目が 21 名、結果の取り扱いですが、当日口頭での回答、ホームページでの公表、資料を作成した上で保健福祉審議会高齢者部会に提示しました。

推進本部のコメントは、市民の意見を聴取することができているとしております。

続きまして、資料No.3-5、審議会等手続でございます。

行政活動は計画策定業務、審議会名が、表面が保健福祉審議会高齢者部会で 2 回実施し、発言者はそれぞれ 2 人、0 人です。

裏面の保健福祉審議会親会になりますが、第 2 回目ということで、2 月 27 日に開催しています。発言者が 4 名、保健福祉審議会につきましては案が 7 件ありました。

結果の公表ですが、保健福祉審議会の親会が 3 月 31 日、高齢者部会が 2 回行われ、2 件の意見のうち、意見を反映し案を修正したが 1 件、案を修正しなかったが 1 件、結果の公表日は 3 月 31 日でございます。

それぞれ、市民参加推進本部のコメントは、概ね妥当という旨の記載となっております。

資料No.3-6、意見提出手続でございます。

行政活動は計画策定、この意見提出手続の周知の公告日が 21 年 1 月 14 日、意見提出期間が 1 月 15 日から 2 月 3 日まで、翌日起算となっておりますので 20 日間です。

意見の提出者が 4 名、意見の取り扱いに関しましては、全部で 33 件あり、資料のとおりです。

結果の公表ですが、3 月 31 日に公告掲示とホームページの公表で、推進本部のコメントは、妥当な旨の記載となっております。

資料No.4-1、行政活動が福祉施設整備計画の策定で、審議会等手続でございます。

会議名は保健福祉審議会高齢者部会で、12 月 24 日と 2 月 17 日の 2 回開催し、それぞれ発言者は 0 人、結果の公表は 3 月 31 日です。

裏面の保健福祉審議会親会ですが、第 2 回目で、2 月 27 日に開催し、発言者が 0 人でした。

部会、審議会ともに 3 月 31 日の公表で、掲示板での公告、ホームページでの公表を行いました。

推進本部のコメントですが、発言者が 0 人であることから、会議運営に工夫が望まれるとしております。

次が、資料No.4-2、福祉設備整備計画の策定の意見提出手続でございます。

意見提出期間が 1 月 15 日から 2 月 3 日までの 20 日間、周知の告示日はその前日の 1 月 14 日に行われ、意見提出者は 0 人、結果の公表が 3 月 31 日でした。

推進本部のコメントですが、提出者数が 0 人であったことから、関係する対象への一層の周知が望まれるという意見が付記されており、他は妥当な手続きという内容の記載でございます。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、資料1でいうとNo.2と3、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、それから福祉設備整備計画の策定、全部で8シート、一つずつやっていると時間がかかるので、一括してご質問、ご意見があれば伺いたいと思います。

その前に、資料No.3-1から3-4までは、福祉施設のほうにも該当します。その他手続でやっているということですね。資料No.1ではそれは入っていないので、これは両方にかかるということです。資料1の福祉施設整備計画の策定が、審議会等手続と意見提出手続しか入っていませんが、2番の高齢者福祉計画云々にはその他4つ、そのまま同じものが入りますので、修正してください。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

ではご意見等ありましたらお願いします。

審議会のところは同じコメントを全部に入れるようにしたいと思います。

発言が0人という審議会もあります。例えば、保健福祉審議会高齢者部会、保健福祉審議会など0人ですが、先程三木委員からありましたように、審議会等手続についてのあり方については疑問のところがあるので、先程言った件について検討されたいと、この後の案件を含めて全部の審議会等手続に入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。その他については4つあります。資料No.3-1から3-4、市民の意見を聴取できているとか、データを得ることができたとなっているので、これについては、概ね適切な実施がなされているというコメントでよろしいでしょうか。

(三木委員)

コメントではありませんが、それぞれ第何期とかいう計画ですね。ある意味アップデートしているので、行政活動の名称にそれを入れたほうが良いと思います。というのは、新しい計画を作っているのに、審議会が2回しか開かれていないと見られかねないので、広報紙には第何期と入っているので、公表資料も入れたほうが良いと思います。

(委員長)

事務局は、入れていない理由があるのでしょうか。

(庄嶋主査補)

こちらのリスト化されているような一覧表の場合は、できるだけ名称は簡素化させようという方針ですので、第何期といった表記は入れない方向でこれまではやってきていました。それを補う意味で、概要の中に「3年ごとに策定するもの」など入れることで、随時アップデートされていることが読み取れると考えておりましたので、名称はできるだけ簡素化しようという方針だったのは確かです。

(委員長)

役所の論理としてはそうかもしれません。市民委員にお聞きしたのですが、高齢者保健福祉計画の策定となっていた場合に分からないですよね。私も分かりませんでした。

法律上はそうかもしれませんが、四街道で初めて作られた計画だと思ってしまうかもしれません。概要欄に3年ごとに見直し、本計画は4期目の計画である、とかでもいいと思います。

コメントに入れませんが、今後の改善として、私も第何期と入れたほうが良いと思います。

(三木委員)

実施状況シートは、長くなっても入れたほうがいいと思います。一覧表は工夫があってもいいと思いますが。

(委員長)

改訂版とか何期とか、やはり初めての場合と違って来るでしょうから、ここはそのような形で分かるように表記していただくようにしましょう。

資料No.3-1 から 3-4 まで、その他手続は適切な実施がなされているということで、異論がなければコメントを決めたいと思います。

(三木委員)

資料No.3-4 の市民懇談会ですが、事務局の説明ですと、本来は意見交換会手続であるものが、資料の作成が間に合わないということで懇談会としたということなので、特に何も付記せずにやってしまっているのだからという疑問があります。

このようなケースについては、意見交換会手続を市民懇談会と名前を変えて同じことをやっているの、説明を受ければ分かりますが、それが分かるような経過が資料の中にはどこにもなく、市民懇談会と意見交換会手続がどう違うのか正直思ったところです。いろいろな名称の会議が出てくるとややこしいので、もう少し工夫をしていただいたほうがいいと思いました。

(中嶋委員)

今のことで同じように感じた部分ですが、今回の資料として実施状況シートは出ていますが、実施予定はどうだったのかと思います。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で予定をしていた市民参加手続は、審議会等手続と意見提出手続で、その他のものについては、積極的に市民の意見を、市民参加を行ったと理解してよろしいのか。元々、その意見交換会手続でも予定はされていなかったということでしょうか。

(宇田室長)

本日お配りした資料No.1 の 2 枚目、20 年度の市民参加手続の実施予定一覧を参考資料として付けておりますが、3 番の項目に当該計画の策定があり、意見交換会手続として予定しておりました。

当然のことながら、担当課も意見交換会手続の準備をしておりましたが、審議会等手続との絡みで、案の提示が意見交換会の 20 日前に提示できないという物理的な状況になりました。しかし、意見交換会手続としての市民懇談会はぜひやりたいという担当課の意向もあったことから、意見交換会手続には該当しないがその他の事例にマッチングするというので、そのような取り扱いにしました。

(中嶋委員)

参考資料を見落としていたので申し訳ございません。

今のご説明の場合、事業に対する市民参加手続全般としてみると、意見交換会手続を予定していたがしなかったというより、不十分であっても意見交換会をしたという評価にしたほうが良かったのではないかという気がします。

(委員長)

そもそも物理的とおっしゃられたが、物理的とは何ですか。

例えば、国からなかなか出てこなかったとかはよくありますが、20 日前までに出せない、準備が間に合わないとなると、それは理由にならなくて、中嶋委員が言われたとおり、意見交換会手続として予定をしていたが 20 日前が取れなかった。それに対してコメントがつくというのが正しいのではないのでしょうか。

(宇田室長)

資料No.3-5の審議会等手続のシートですが、第3回保健福祉審議会高齢者部会の開催日が20年12月24日です。ここでの意見聴取を踏まえた上で案を作りましたので、そこから20日過ぎですと、意見交換会を設定した日よりも後になり、そういう意味で物理的ということでございます。

であれば、審議会や意見交換会を遅くしろという話も成り立つのではなかろうかと思いますが、諸般のスケジュール等でこれを選ばざるを得なかったというのが担当課の都合でございます。

(三木委員)

市民懇談会は2回やっていますね。1月はそういうことかもしれませんが、10月に行われたのは、性質が違うものですか。

(宇田室長)

10月に行った懇談会に関しましては、資料No.3-4のシートの方法の概要欄に記載しておりますが、1回目は現行計画の説明、進捗状況の報告などを行いました。2回目は、パブリックコメントを補完することを目的に計画案についての説明を行ったということで、市民参加手続に見合う手続きとしては第2回目になろうかと思えます。

(三木委員)

そうすると、違う性質の懇談会が一つのシートに入ってしまったということでしょうか。同じ名称だからと一つにしてしまったという理解でよろしいですか。

(宇田室長)

おっしゃるとおりだと思います。

(委員長)

1回目はその他手続、2回目が意見交換会と称して一部不備があるとするか。しないよりは絶対したほうがいいので、あえてその他として取り扱ったということですね。懇談会をしたことは意義があるのでいいと思いますが、どちらにしてもコメントは付したほうがいいと思います。

また、資料No.3-4に三木委員が最初におっしゃられたことはコメントすべきです。少なくとも市が意見交換会手続を実施すると言いながら実施予定を変えたので、それはどこかに文章で説明をします。そうすれば、恐らく推進本部のコメントは変わってきた可能性があります。

我々としては、資料No.3-4のコメントに、意見交換会から市民懇談会に変更した点について十分説明をすべきであった、それから意見交換会として成り立つ20日以上前に案を示すように努めるべきであると、コメントにすることになります。

(三木委員)

やむを得ない理由があるとき、ということで適用することもできますが、あまりゆるく解釈するとまた良くないのかなと思うので、一定の基準を作って適用してもいいと思います。

(委員長)

一つの部局でやっている話で、他の要因ではないですね。

正に説明どおりで、時期を変えればできなくはないわけです。それは無理という話はあるかもしれませんが、そのように努めるべきであると言わざるを得ない。それは他動的要因であればこれはやむを得ないと思いますが、どうでしょうか。

各委員の方、その2点をここでコメントに出させてもらってよろしいですか。

まとめますと、資料No.3-1から3-3までについては適切。

3-4については、意見交換会から市民懇談会に変更するということを明確にすべきであったということと、極力20日間以上の期間が取れるように努力すべきであると、その2点でどうでしょうか。

3-5と3-6はいかがでしょうか。

3-5については、審議会等手続ですから先程の件を付け、3-6については、33件も意見が出ているので、適切に実施されているということによろしいですか。よろしければそのような形で行きます。

(三木委員)

これとは関係ありませんが、意見を申し上げておきたいのですが、3-6についての広報ですが、市民からの意見の出方を見ていると、市政だよりに載ったほうが、意見が出やすいと思いますが、資料の広報は、「市民参加条例に基づく意見提出手続」が一番大きくて、何について意見募集をしているのか目立たない構成になっているので、少し変えていただいたほうがいいのかなと思います。

これは意見です。

(委員長)

この点は今の発言をそのまま議事録にとめて、後は市で意見を踏まえて考えてみてください。

資料No.4-1、4-2、福祉設備整備計画の策定についてですが、審議会等手続は先程のコメントでよろしいですか。

4-2は、パブリックコメントで意見が0ということですから、従前の参考資料でいけば概ね適切な実施がなされている。但し、周知については推進本部のコメントに今後留意されたいという形にすることですね。

文言は事務局と調整します。

次に資料No.5、障害福祉計画の策定についてお願いします。

(宇田室長)

障害福祉計画の策定についてですが、その他手続と審議会等手続でございます。

資料No.5-1、その他の手続として意見交換会を実施しております。方法の概要ですが、1回目がサービスの実績報告、2回目がパブリックコメントを補完することを目的に、計画案についての説明を行った意見交換会になります。

実施日は、1回目が20年10月2日、2回目が21年1月20日、参加者がそれぞれ24名、26名、結果の取り扱いですが、当日の口頭回答と保健福祉審議会障害者部会に文書にて説明、ホームページによる公表になります。

推進本部のコメントは、障害福祉団体の意見を聴取することができているとなっております。

続きまして資料No.5-2、審議会等手続でございます。

表は、保健福祉審議会障害者部会を2回開催し、そのうち2回目と3回目が該当になります。2回目は12月22日開催、第3回目が2月12日の開催、発言者はそれぞれ4名、2名、意見は11件出まして、取り扱いについてはご覧のとおりでございます。

結果の公表は3月31日、掲示板の公告とホームページでの公表です。

裏面ですが、保健福祉審議会の親会の開催、第2回目が部会で、開催日が2月27日です。

発言者は1名で、意見の取り扱いですが、「案を修正しなかった」が1件となっております。

結果の公表は3月31日で、表面のページになりますが、推進本部のコメントですが、妥当な旨のコメントがされております。

次に資料No.5-3、意見提出手続ですが、今年の1月15日から2月3日までの20日間募集、周知に

関しましては、開始日が1月14日から、意見の提出者は5名、19件の提出がありました。

結果の公表は、3月31日に掲示板の公告とホームページでの公表になります。

推進本部のコメントですが、概ね妥当な処理という旨のコメントとなっております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

確認ですが、意見交換会がその他になっている理由は何ですか。

(宇田室長)

先程と同様の理由になります。

(三木委員)

今回の意見交換会ですが、条例でいう意見交換会とは違いますね。名称が同じなので、ややこしいなと思います。

(宇田室長)

補足ですが、資料No.5-1ですが、方法の概要欄に、障害福祉団体の方と直接意見交換会を行うということで、相手を特定しておりますので、その他手続とさせていただきました。

(委員長)

資料No.5-1の次のページの参考資料で直していますね。意見交換会手続からその他手続として関係者意見聴取と変えているので間違いですね。その他の方法名を意見交換会ではなく、関係者意見聴取とすればいいのではないですか。

(三木委員)

3-3は事業者意見交換会となっていて、どのような意見交換会か分かりますが、5-1になるとただの意見交換会となっています。実施趣旨は同じだと思いますが。

(委員長)

前回の実施予定のときも整理して後で変えています。今回も高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定も、実施予定の時にはその他、介護保険事業者意見交換会としているのに、今回は少し変わっていて事業者意見交換会で少しぼやかしています。前回、実施予定のときに、今の部分でいけば関係者意見聴取としているのにも関わらず、ここでは意見交換会と直しているがなぜですか。

皆さんに聞くよりも事務局のほうが知っていると思いますが。

(三木委員)

これは手法として分かりにくいですね。

(宇田室長)

申し訳ありません。事務局の調整不足です。

(委員長)

あくまでも付属機関の会議なので、そのあたりきちんとやってもらわないといけないと思います。

これはコメントには載せないようにしますが、議事録には残してください。担当課はそのあたりの意識は持っていないと思いますので。

意見交換手続から関係者の意見聴取に直していいですね。方法名は関係者意見聴取になります。

そういう意味でどうでしょうか。資料No.5-1、5-2、5-3。

5-1については、それを直した前提で、適切であるということによろしいですか。



(中嶋委員)

障害者福祉というのは、広く一般に呼びかけても意見が出にくいでしょうから、関係者の方からの意見聴取を予定し、それに沿った上では予定どおり実施されているのではないのでしょうか。

(委員長)

他にご意見がなければ、5-1については適切に実施がなされているとします。

5-2、これは先程と同じなので、発言があって、13件の発言がありました。これは委員長個人の意見ですが、先程から話しているように、少し問題があるので、今後の運用を検討されたいという旨の意見を付します。

5-3、意見提出手続についてはいかがでしょうか。

先程、三木委員がおっしゃられた同じ問題はありますが、とりあえず置いておきましょう。5人から19件の意見があり、そのうち修正は1件ですが、定形化すれば、適切な実施がなされていることになりそうですがよろしいでしょうか。

特に意見がないということですね。ではそれで意見を付します。

続けて、資料No.6-1から6-2まで、一般廃棄物処理基本計画の変更についてお願いします。

(宇田室長)

資料No.6-1、一般廃棄物処理基本計画の変更（計画名称の変更も含む）ですが、従前はごみ処理基本計画と呼んでいたものでございます。

会議名については、ごみ処理対策委員会でございます。表、裏の計4回記載されておりますが、このうち第3回目が計画案に対する意見聴取の審議会になります。

第1回目が7月2日、第2回目は10月3日、3回目が12月27日、第4回目が3月18日の開催になります。このうち第3回目では、発言者が10名、意見の取り扱いに関しましては、記載のとおりで、合計で18件の意見が寄せられております。

結果の公表ですが、4月28日の公表で、掲示板の公告とホームページを行いました。

推進本部のコメントといたしましては、概ね妥当としながらも、周知については傍聴が0人であることから、関係する対象への一層の周知が望まれるという意見が付記されています。

続きまして、資料No.6-2、意見提出手続でございます。

パブリックコメントの期間が1月21日から2月10日までの21日間、開始日が1月15日となっておりますが、市政だよりの発行が1月15日のためでございます。1月21日付で掲示上の公告をしており、よって翌日から起算して20日間の周知になっておりますので、妥当でございます。

意見の提出者が1名、その他の意見の扱いになっており、結果の公表は2月16日に掲示板公告、ホームページ、その他、情報公開室設置の掲示板になっております。

推進本部のコメントは、周知についての特記事項として、提出者数が1名だったことから、関係する対象への一層の周知が望まれる、これを付記して概ね妥当という内容になっております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

この基本計画の施行はいつですか。

(宇田室長)

4月1日でございます。

(委員長)

やはり審議会の公表が4月28日というのは1ヶ月遅れています。直ったものが施行されているのに、直ったものが後から公表されているので、やはりこれは問題です。

(宮原委員)

資料No.6-1のごみ処理対策委員の委員数ですが、私の手元の資料では19年7月に審議会等一覧の中では15名で、うち公募委員が0という形になっていますが。

(委員長)

その点はどうでしょうか。委員数が違うということですが。

(庄嶋主査補)

何をご覧になっておりますか。

(宮原委員)

これは19年7月ですので、改正になったのかもしれませんが。

(宇田室長)

今の時点では確認できませんし、事前にチェックもしておりませんでした。概ね審議会等の委員の任期は2年と定められております。この時点では定数が15名ですが、実際に委嘱している人数は14名、うち市民公募委員が4名で、担当課がその数字を出してきていると理解しております。

(委員長)

19年から20年の間で任期替えがあったということでしょうか。分からないので、正しい数値を確認してください。

他はいかがでしょうか。

まず6-1ですが、このパターンでいくならば、男女共同参画と一緒にと思いますが、傍聴0については、本部のコメントに留意してください。公表時期が遅いから、これはパブリックコメントと関わるのでしょうか。

(三木委員)

委員会として意見交換をやったのが12月17日となっていて、意見募集は1月なので、同じような課題があると思います。

(委員長)

それでは同じですね。施行日以前に公表すること。それから、元々この審議会等手続についての運用は見直しを検討するという付記したいと思います。

次の6-2、意見提出手続ですが、意見が1件ありましたが、周知をしっかりとするというのが推進本部からのコメントです。概ね適正に実施されているが、周知については、推進本部のコメントに留意して適切な周知を図りたいということになりますが、よろしいでしょうか。

気が付いたのですが、資料No.6-2で、意見提出期間が21日間、説明の中で、翌日起算で条例上20日間取るようになっていますが、資料No.5-3と4-2、意見提出手続は20日になっていますね。その理由だと19日ではないでしょうか。

(庄嶋主査補)

公表日というところになりますが、公表した日の翌日から起算して20日以上となっていて、公表日が意見募集の期間の前日になります。意見募集自体は20日間とっており、それが公表日の翌日から起算されているので問題ないということを確認しております。

(委員長)

公表日はこのシートで分かりますか。それともこの中を見ると分かりますか。

(宇田室長)

シートには反映されていませんので、中を見ながら、周知の開始日がイコール公表日になっている部分もあれば、もう少し事前に市政だよりの発行日が周知日になっているものもあるので、統一は図られておりません。

(三木委員)

意見提出期間の記載の統一を図っていただくほうがいいと思います。

(委員長)

提出期間は15日からですね。条例上、意見提出期間は公表をした日の翌日から起算して20日以上ですね。15日を読むということですか。意味は分かりました。

(中嶋委員)

意見提出手続の期間ですが、20日以上やれば違反はしていないのですが、規定の趣旨はそうではなく、多くの市民の方の意見を募りましょうという趣旨で定められたと思うので、20日あれば良いのではなく、大変でしょうが、20日に限らず長目にやるような努力をしていただいたほうがいいと思います。

(委員長)

これはコメントには入れられないと思いますが、おっしゃるとおりですので、やはり議事録にしっかりと記録してもらいましょう。

元々20日以上と記載してありますが、案件によっては1ヶ月間設けたほうがいいものもあると思いますので、今後、事務局でも、個々の事例について指導してもらいたいと思います。

(庄嶋主査補)

はい。

(委員長)

書類を見るだけでは分かりません。むしろ提出期間は、6-2は22日ぐらいにするのですか。資料No.6-2の意見提出期間を、1月21日から2月10日ではなくて、1月22日から。

(庄嶋主査補)

1月21日が公告日で、同時に公告日を含めた意見募集という設定で公告をしておりますので、21日になります。厳密に言うと、20日と何時間かかもしれませんが。

(委員長)

そういう意味では、20日よりもちょっと取っていると言いたいわけですね。

(三木委員)

公告日を最初の日として起算するのか、しないのか、統一していただいたほうがいいと思います。非常に分かりにくいです。

(庄嶋主査補)

その部分は私も思っていて、元々条例の規定では、掲示上への公告プラスもう一つ何かをやると公表したことになりますので、基本的にはその2つが揃ったときを公表の開始日と見なすべきではないかと思っています。一つの方法だけを早くやったからその日から数えるというのは違うと思うので、次回以降は気をつけたいと思います。

(委員長)

そこは書き方を整理してください。コメントには付さないことにします。

6-2については、周知については推進本部のコメントに留意して、その他は概ね適切に実施されているということによろしいですか。

次、資料No.7についてお願いします。

(宇田室長)

資料No.7-1、生涯学習推進計画の策定の審議会等手続でございます。

会議名は生涯学習推進協議会啓発部会です。ここでお断りしておきますが、啓発部会に関しては、保健福祉審議会では高齢者部会、障害者部会を設定しております。保健福祉審議会の条例の中に部会を設ける規定があり、正式な審議会としてカウントしておりました。但し、生涯学習推進協議会に関しては、要綱に部会の規定がなく、正式な推進協議会の開催ではありませんが、担当課が啓発部会について記載してきたことからそのまま添付しました。その是非はご検討ください。

啓発部会は19年度に1回開催しております。

裏面をご覧ください。生涯学習推進協議会で、19年10月22日、20年10月20日、21年1月15日の3回開催し、発言者についてはそれぞれ5人、3人、4人、合計10件の意見がありました。意見の取り扱い欄で「意見を反映し、案を修正した」が1件になっておりますが、2件に訂正をお願いします。「意見を反映し案を修正した」は2件、その下の「案を修正しなかった」が5件、その他が3件で合計10件となっております。

結果の公表日は5月8日で、これも同様のご指摘があらうかと思えます。

推進本部のコメントといたしまして、前のページの周知のところでは傍聴者が0人であることから、関係する対象への一層の周知が望まれるという付記以外は、妥当な内容の旨の記載でございます。

続きまして、資料No.7-2、意見提出手続でございます。

意見提出期間が2月2日から2月23日までですので、22日間、開始日が2月1日となります。

2月2日に公告し、意見提出期間が2日から23日までの22日間となっておりますが、翌日起算ですと21日間になります。

意見提出者が2人、意見は合計4件出ております。

結果の公表が3月16日に掲示板の公告とホームページでの公表となっており、推進本部のコメントとして、概ね妥当な処理というような旨のコメントが出ております。

以上でございます。

(委員長)

この件についてご意見等お願いいたします。

まず啓発部会についてですが、明確な組織としての位置付けではありませんが、公募を1人入れて8人で啓発部会をやったということですね。

(宇田室長)

はい。

(三木委員)

啓発部会は常設ですか。

(宇田室長)

啓発部会は常設で、啓発部会員という方が広報活動などを専門に行っております。

(委員長)

市民参加ということをメインに考えれば、公募委員も入れているので審議会等の位置付けでいいと思います。要綱等と書いてあり、明確には協議会だけかもしれませんが、実際に常設でやっているのであれば、この中に入れてもいいと思います。

(宮原委員)

協議会があって、啓発部会はその中のものですか。

(宇田室長)

そのとおりです。

(三木委員)

委嘱などの依頼関係がなく、自主的にやっているということですか。

(宇田室長)

啓発部会の委嘱関係がどのようなものかは承知しておりませんが、例えば、毎年啓発部会の人たちが四街道市の魅力的なスポットなどのリーフレットを作成していろいろな場面で配ったり、公共施設に常備するなどの活動を行っていることから察すると、協議会の中での位置付けや事務局の存在、あるいは財政措置もされていることからすると、市の組織の中の一部、あるいは審議会の中でも認知されているものとは理解できます。

(佐々木委員)

推進協議会の15名の中の8名は同じ人ですか。

(宇田室長)

そのとおりです。

(三木委員)

親委員会に対して、計画に関して検討してくださいという関係ではないわけですね。

(宇田室長)

それは違います。

(三木委員)

計画の検討については部会が自らということでしょうか。

(宇田室長)

詳しくは聞いていません。

(成田課長)

要綱に入っているかいないかの違いだけだと思います。

(宇田室長)

啓発部会の活動の時に、生涯学習推進計画案を議論したということで意見も聞いたということです。

(三木委員)

よく分かりませんが、審議会等手続の中で、啓発部会はどういう位置付けにするのがいいのかなど気がします。

(宮原委員)

怖いのは委員会の中に別の組織を作ってそちらでやりたいという人もいると思います。そんなことを考えている人もいるかもしれません。

(委員長)

説明がありましたが、15人のうちの8人が、19年10月1日に部会を開いていて、そのあと、全体の協議会を開かれていることを見れば、これはそうではないと思います。

よくあるのは、部会に決定権がある場合で、親委員会はあるが部会があり、部会で決まったことは本委員会を開かずに決まりという場合は、いろいろな議論があると思いますが。

繰り返しになりますが、市民参加で言う審議会等手続は、公募委員が入って意思形成過程で意見が言えているかどうかということが大事です。素案に対して何件意見が出たのではなく、当初から、まだ案ができていない段階から公募市民が入って検討していることが大事になります。

そういう意味では、シートの中に啓発部会を入れてもいいと思いますが、いかがでしょうか。話を戻せば、まとめ方は考え直さないといけないよということになります。

これでよろしければ、この審議会等手続については、また同じですね。但し、これが終わってからパブリックコメントが出てくるということですか。

(三木委員)

審議会等手続のルールですが、部会については周知についての方法が取られていません。ですから、全く周知の方法を取られずに開催しているので、そこは推進本部のコメントにも入っていますが、指摘をしてもいいではないでしょうか。

(委員長)

そうですね。担当課もこれを入れてくるのであれば、審議会と同じようにやらなければいけないと思います。そうでなくて、任意でやったというのであれば、このまま出してもいいと思いますが。

(三木委員)

いかにも中途半端な扱いになっています。

(委員長)

先程の説明ですと、担当課が入れてきたということなので、周知の手続きをやっていないとすると、脈絡がないですね。

啓発部会も公募委員を入れて、周知もやっていると主張されるのであれば出してもいいと思いますが、やっているが関係ないので周知はしないということで、非常に矛盾が生じていると思います。

啓発部会は審議会等手続として実施するのであれば、周知の手続きは適切にやらなければならないというコメントを付けたいと思います。

よろしければそれを入れましょう。後は、やはり4月1日施行ですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

ということであれば、やはり公表が遅すぎます。計画のスタート以前に公表することということで、それを入れます。

意見提出手続はいかがですか。公表日は3月16日なので、適切な実施ということでもよろしいでしょうか。

では、このような形で、事務局と調整します。

次の資料No.8、地域住宅計画をお願いします。

(宇田室長)

資料No.8の地域住宅計画（四街道市地域）の変更ということで、意見提出手続でございます。

意見提出期間が1月21日から2月10日までの21日間、開始日が1月20日です。

意見提出者は0人、結果の公表日ですが、2月19日の木曜日ですので訂正をお願いいたします。2月19日に掲示板公告とホームページで公表をしております。

目標の達成状況ですが、十分に達成できたとしておりますが、推進本部のコメントといたしまして、周知については、意見の提出者が0人であったことから、関係する対象への一層の周知が望まれるという意見が付されております。

以上、よろしく申し上げます。

(委員長)

確認ですが、次のページに参考資料が付いていますが、地域住宅計画はその他の任意実施ですね。それを踏まえていかがでしょうか。

この場合ですと、概ね適切な実施がなされています。但し、周知については、推進本部のコメントにあるように一層の周知が望まれるというようなことになりましたが、よろしいですか。

ではそういう形にします。

続いて、資料No.9-1、旭小学校改築工事基本設計の策定についてお願いいたします。

(宇田室長)

資料No.9-1、旭小の改築工事基本設計の策定ということで、その他手続として、地区ワークショップを開催し、方法の概要の最後に、3回のワークショップを行っています。

周知の方法としては、ホームページ、自治会回覧、実施期間が11月11日から3月1日までの間に3回開催し、参加者が合計延べ64名、教員・保護者、学区内の市民で開催されました。

結果の取り扱いですが、ホームページでの公表、意見集約後に関しましては、基本設計や次年度の実施設計に反映ということで、推進本部のコメントとしては、学校、保護者、地域の意見を聴取することができているとされています。

参考資料として実施予定シートがございますが、2番目の欄に市民参加手続の対象として第4号にチェックがあります。大規模な市の施設の設置計画の策定に該当いたします。

次に資料9-2、意見提出手続でございます。

意見提出期間は3月4日から3月24日までの21日間、周知の開始日が3月2日でございます。

意見提出者が1名で5件の提出となっており、結果の公表が4月1日でございます。

推進本部のコメントといたしまして、提出者数が1人であったことから、関係する対象への一層の周知が望まれるというコメントが付されております。

以上、よろしく申し上げます。

(委員長)

これが公表されて以降、平成21年度に入って、基本設計を踏まえて実施設計に入っているということですか。

(宇田室長)

そうです。

(三木委員)

その他手続の書式というか、条例上求められている項目の問題だと思っておりますが、結果を公表しても、意見提出手続や他の手続は時期が書かれたり方法が書かれるのが、特にその他手続にはないので、例えば、ホームページで公表しても、いつ頃公表したのかよく分からなかったりします。

条例上の義務ではないので、特に欄を設ける必要はないとは思いますが、公表したら、大凡の時期、日付など、記載していただいたほうがいいのではないかと思います。

(委員長)

今、分かりますか。

(宇田室長)

後ろに付いているのが公表した内容ですが、いつ付けでやっているというようなことが定かではございませんし、私どもも把握しておりません。

(委員長)

付けるのが望ましいということで、結果の取り扱いのところに記入でいいと思います。なるべく透明にしてください。意見提出手続にもつながってきますので、今後は日付などを付すように努めてください。コメントに入れないでいきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

では、その他手続は適切な実施がなされている、意見提出手続については、概ね適切な実施がなされている。但し、周知方法については、推進本部のコメントに留意して適切な実施をなされたい、このような形でよろしいでしょうか。

(三木委員)

記載方法の問題なのでコメントではありませんが、意見提出手続の内容を見て気になったのが、属性の傾向で男女の別を記載していますが、条例を見ると、男女の別は、規則でも要求していない事項で、名前から推測していると思われるので、これは良くないと思います。属性で分けるとすれば、団体か個人か、あるいは市民等の中に入るとの分類なのかなど、規則で要求している事項であればいいと思いますが。

属性の傾向の書き方は気になるので、運用上留意していただきたいと思います。

(委員長)

事務局は、その点についていかがですか。

(宇田室長)

妥当なご指摘だと思います。

(委員長)

今後の実施シートについては再検討して、見直しをしてください。

条例規則事項ではありませんが、いいですね。

(三木委員)

性別はありません。

(委員長)

その点ですが、何か有意義になるものがあればいいですが、特に市としてありますか。

(宇田室長)

ありません。

(三木委員)

団体か個人かは、別に意味がないというのであればなくてもいいと思いますし、有意義であるのであれば、性別を規則で出させる事項にしないとおかしいと思います。

(中嶋委員)



属性のことで言えば、今の地区ワークショップで、お子さん方が加わったのか関心を持ったのですが、そういったことなら属性として書いてあってもいいと思いました。

(委員長)

今のような属性であれば意味があると思います。

(三木委員)

区分については名前からの推測ですので、今回の属性は避けたほうがよろしいと思います。

(委員長)

その点、また見直してください。

(成田課長)

先程の宮原委員からのご指摘ですが、ごみ対策委員会委員の確認が取れました。

資料No.6-1で委員数、公募委員数、間違いはございません。20年6月1日の開催になっております。

(委員長)

その数字が正しいということですからご理解ください。

それでは、これについての答申コメントについて、事務局は整理がつきますね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

特に皆さんからご意見がなければ、議事①は終了したいと思います。

## ② 平成20年度市民参加手続の実施予定について(21年3月追加分)

(委員長)

次、議事②になります。20年度市民参加手続の実施予定、21年3月追加分について議題とします。事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

資料No.10の一覧をご覧ください。

平成20年度市民参加手続の実施予定、21年3月追加分として2件ございます。

まず、保育の実施に要する費用の徴収に関する規則の改正ですが、資料No.11のシートでご説明いたします。

概要については、国の保育所徴収金基準額表の改正並びに保育料及び延長保育料の徴収規定の整備のため改正するもので、市民参加手続の対象の第3号、市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃に該当しますが、実施しない根拠として、第5号の市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、保育料の徴収に関するものとして実施しないという内容でございます。

なお、この規則に関しましては、本年3月30日付けで規則を改正しております。

推進本部のコメントといたしましては、保育料の徴収に関するものであるもので、条例第6条第2項第5号の適用は適切であるというコメントでございます。

次の資料No.12、廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の改正でございます。

概要ですが、特定家庭用機器再商品化法の施行規則の改正により、特定家庭用機器が追加されるということで、いわゆる家電リサイクル法によって処分費が取られる物の中に、液晶プラズマテレビや衣類乾燥機が加わったということで、この法律が4月1日に施行されることから、本市の規則も改正

するものでございます。

条例の手続きの対象としては、第3号の市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃に該当しますが、実施しない根拠として、第2号の緊急に行うもの、第5号の金銭の徴収に関するものということで、両方の詳しい理由がその下に記載されております。

4月1日に合わせて緊急に行う必要がある、なおかつ金銭の徴収に関するものであるために、実施手続きに該当しないというものでございます。

推進本部のコメントはご覧のとおりで、適切というような記載になっております。

以上、2件でございます。

(委員長)

20年度中に新たに発生した条例の対象となるべき事項が2件で、市民参加手続としては条例の対象になりますが、適用除外で実施はしないということです。

資料No.11、12を併せて見てもらいたいのですが、このような説明でした。

ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(中畠委員)

市民参加手続の対象は、市民に義務や権利に関する条例ということなので、この件は条例ではないので対象ではないが、該当するかもしれないと考えて出されてきたという点では結構だと思います。しかし、別の考え方からすると、費用徴収に関わることについては、条例化をしておく必要があるのではないかという別の問題もあるのかもしれないという気がしました。

(委員長)

金銭徴収だとしたら条例でなければいけません、これは国の考え方ですね。

説明ができるようならして欲しいのですが、適用除外事項を言われましたが、むしろ法定化されたものを実施するために作っているだけではありませんか。作らないとまずくて、市に裁量権がないのではないですか。ありますか。

概要が2点書かれています、もし、金額を市が定められるということになっているとすれば、特に2番は条例がなければいけません。そのあたりよく分かりません。

担当課としては、本当は条例でなっていなければいけないと認識しているが、規則になっているとか、それとも中畠委員がおっしゃられたように、本当はいらぬが、国が決めてきたことなので、お金に関わることだから一応出しておいて、外そうとしているのでしょうか。

(宇田室長)

資料No.11の保育料の件ですが、直接の担当ではないので定かなことを申し上げられないという前提ではありますが、保育料と通称で申し上げておりますが、保育の実施に要する費用の徴収とあえて文言を表現しておりますので、手数料や使用料というものと区別しているということではないかと思えます。

また、国の保育所の徴収金額基準額表が厚生労働省で示されていますが、それに従って徴収しなければいけないというものでなく、市町村の実情に応じて保育に要する費用の金額を定めることはできると理解しております。

今のことに関しては宿題にさせていただきます。

(委員長)

今の説明で合っています。

(宇田室長)

次の資料No.12 ですが、これは規則で定めてはいるものの、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に沿って条例を定めていて、その条例の施行規則ですので、条例の中で、料金に関しては規則に委任しているということが恐らく入っていて、それが妥当なのかどうかは分かりませんが、そのように理解させていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。

専門的で市民委員の方はピンと来ないかもしれませんが、今の説明ですが、特に保育料は、国の言い方で使用料、手数料ではない、特別な法律に基づいて定めた金銭の徴収であるから条例事項ではないと、厚生労働省は言っています。

2番目は、多分おっしゃったとおりで、本来正しいのかどうか分からないが、条例があって条例を受けた規則に委任していると思います。そういうことからすると、条例ではないが、条例に準じてこれを改正することによって、一定の市民に対する影響はどちらにもあるわけです。保育料は、国が基準表を変えても四街道市は変えなくてもいいのですが、規則で変えた。

廃棄物についても、新しくできた特定品目について好ましくはないかもしれないが、規則で金額を変えることによって、市民の皆さんは負担がかかるようになります。そのようなこととからすると、担当課が考えた、条例第3号の市民等に権利義務に関する条例の制定・改廃を拡大解釈して規則を読み込んでいくというのは、私は妥当だと思います。但し、これがいいかどうかは別で、条例上、金銭徴収事項についての意見聴取、市民参加は除外しているのは確かにあります。

廃棄物は緊急の場合になっているので、私としては今回のこの対応については妥当ではないかと思っています。

(三木委員)

私も同意見ですが、第6条1項第5号に市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の制定及び改廃の導入という規定があるので、市民生活に影響があるなど、それなりに重要なものであるとすれば、条例ではなくて制度という、あいまいな規定を積極的に適用していただくのは意義があるのではないかとはいえます。

(委員長)

それもチェックしておいた方がいいということですが、事務局としてはいかがでしょうか。

私は入るとまずいのではないかと思います。第5号にもチェックを入れるということですが。

(宇田室長)

それが妥当という委員会のご判断であれば、今後そのように対応したいと思います。今回も入れるということでしょうか。

(中嶋委員)

市民委員の方からご意見をいただきたいのですが。

(宮原委員)

私は、市民生活に重大な影響を及ぼすまではいかないと思います。

例えば、廃棄物の費用を取らなくてもいいという条例を作る場合、それは市民参加でやるものではないと思いますので、重要ではないと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(永澤委員)

金額にどれほど変動があったのかが重要ではないでしょうか。

(委員長)

金額はわかりますか。

(宇田室長)

保育料はわかりません。家電製品に関しましては、テレビはインチにもよりますが、2000 円ないし 3000 円、衣類乾燥機は 2000 円台後半だったと思います。

(永澤委員)

金額はいくら上がりましたか。

(宇田室長)

元々設定されていなかったものが新たに加えられたということです。

(永澤委員)

大きいですね。

(委員長)

今の話は、結果的に市民参加は除外にはなりません。但し、趣旨としては、永澤委員はいい指摘をしていて、新しくできる延長保育などの費用や、特定品目に対し新たに処理手数料を課すということが、重要な制度改正として適用するかどうかだと思います。

今回はもしよろしければ、担当課はあえて拾ってくれたので、そういう意味では第 5 号も該当させたほうがいいのではないのでしょうか。この 2 つに該当する恐れがあるから出しているが除外したい、いかがでしょうか。

宮原委員、重要ではないという視点から、担当課が今回あげてきているので、よろしいですか。

(宮原委員)

かまいません。

(栗原委員)

この制度を作ったときに、市民生活に重大な影響を及ぼす制度というあいまいな表現、何を持って重大な影響とするのかは、実は深い議論をしませんでした。

市民に対して不利益を与えるもの、あるいは生命、身体に大きな影響を及ぼすものについては拾わなければいけないだろうということから第 5 号を作ったと思いますので、個人的には第 5 号の適用というのは見送ってもいいのではないかという気はいたします。

(委員長)

若干意見が分かれました。今回はあまり議論する話ではありません。そういう意味では、意見が割れているので前言は撤回します。担当課としては、条例ではないが、市民の権利義務に影響がある部分なので拡大して入れてきた。それに対して、除外事項があるから実施しないということを我々に求めてきて、それは妥当である、適切な実施がなされているという結論でどうでしょうか。

異論がなければ、皆さんの意見を踏まえてそのような形にしたいと思います。

それでは議事 2 は以上です。

(三木委員)

実施シートの記載方法について発言してよろしいでしょうか。

(委員長)

お願いします。

(三木委員)

資料No.12 ですが、法改正の 4 月 1 日施行と合わせてと書いてありますが、改正施行令が 4 月 1 日施行に合わせてと記載したほうが適当ではないでしょうか。

もう一つは、緊急に行われる必要があるということで、4 月 1 日の施行日というのは分かりますが、施行令が出たのが 3 月に入ってから、公布日が遅かったということだと思いますので、それは書いておいていただいたほうが、日程的に明らかに無理ということが分かるので、そのような説明はなるべく記載していただきたいと思います。

(委員長)

それは正に法改正ではないので、施行令の改正を明記することと、なぜ緊急なのかということが確かにないと、中には政令が早く出るものがありますので、それはお願いします。

### ③ 平成 20 年度市民参加手続等の公表について

(委員長)

次、議事③、平成 20 年度市民参加手続等の公表について、説明をお願いします。

(宇田室長)

それでは一括してご説明いたします。

資料No.13-1 でございますが、平成 20 年度市民参加手続の実施状況案の一覧表になります。

その裏面の表欄外の※印ですが、四街道市市民参加条例第 16 条の規定に基づき、市民参加手続の実施状況を公表するものです、のところでございます。

条例第 16 条では年度に 1 回、市民参加手続等に関しまして公表する旨の規定が設けられておりますので、この規定に基づいてご審議いただいた内容について一覧表で告示するものでございます。

なお、この表面の一番下の 10 番ですが、四街道駅南口広場整備計画の策定が位置付けられています。この項目に関してはまだ結果公表はされておりませんが、20 年度に実施した市民参加手続としまして、一覧表の形で表示しております。

次に 13-2、平成 19 年度市民提案手続の実施状況案でございます。

こちらにつきましても、欄外の※で第 16 条の規定に基づき、年度に 1 回公表するものでございますが、実は 19 年度の実施分でございますが、本来なら昨年度公表していなければならなかったものですが公表していなかったことから、今回公表しようとするものでございます。

次の 13-3、平成 20 年度市民提案手続の提案状況でございます。

平成 20 年度は、市民提案の募集を 2 回行い、第 1 回目は提案なし、第 2 回目に 3 件の市民提案がありました。

現在、市民提案全てに対し、提案者と関係各課で協議中ですので、一覧表のとおりでございます。

なお、提案者と関係各課の協議でございますが、今年度に、2-1 の小中学校の学校経営に関しましては 5 月 20 日、JR 四街道駅地下道路の建設に関しても 5 月 20 日、3 番目の広島・長崎への四街道の子ども派遣事業につきましては 5 月 19 日に、それぞれ提案者と関係各課の協議の場を設けて熱のこもった話し合いがなされました。

次に資料No.13-4、平成 20 年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の一覧で、ご覧の 1 番か

ら 8 番までで、欄外に※印で条例第 6 条第 3 項の規定に基づいて、市民参加手続の対象としなかった行政活動を年度分として公表するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

以上のものを公表したいということですが、今日議論したものもありますし、これまで審議して答申したものも含まれていて、端的に言えば、それらを要約したもの、平成 19 年度の市民参加手続については前年結果を公表していなかったのが今回公表するということです。

よろしいでしょうか。

ダイジェストで書かれていますので、最後の資料No.13-4 の 8 番も、ここでは緊急に行われなくてはならないとなっていますが、詳細は書けないでしょうから、ある程度要約したものとなっています。

よろしければ、これで承認したいと思います。

## 5 答申

(委員長)

それでは答申ですが、個々にコメントをやってきましたので、事務局と私とで調整して、各委員にお送りして了承を得るということで進めたいと思います。

ご異議ございますか。

—異議なしの声—

では、そのようにお願いいたします。

## 6 その他

(委員長)

それではその他、事務局からお願いいたします。

(庄嶋主査補)

資料No.14 と 15 に関して、いずれもスケジュール案ということになりますが、時間も押しておりますので、簡単に説明させていただきます。

資料No.15 を先にご覧ください。前回の平成 20 年度第 4 回委員会の際に、市民参加条例の見直しのスケジュールについてご説明させていただきましたが、条例施行後 3 年を超えない範囲で見直しをするという考え方がいくつか分かれるのではないかとということで、22 年 3 月、3 年ぎりぎりのところの議会に改正案をかけて可決をするというようなスケジュールでなくても、見直しの方針がその時点で固まっていればいいのではないかとご意見をいただきましたので、内部で検討した結果、その方針でいくこととし、スケジュールを若干変えました。

目途としては、22 年 6 月の市議会にもし改正案をかけるとすれば、22 年 3 月の時点でパブリックコメントがなされるぐらいのスケジュールでいいのではないかとということで作っております。

委員会に見直しのことを諮問して検討していただくタイミングですが、少し時間の余裕ができましたので、8 月に予定している第 2 回委員会の際に諮問、第 3 回を経て、第 4 回委員会で答申をいただき、答申を元に作成した条例の改正案でパブリックコメントにかけるとことを考えております。

委員会以外での手続きとして、既に済んでいるものとしては、本年 4 月に、実際にこの条例に基づいた手続きを実施した役所の各部署に、実際にやってみてどうだったかという調査は既に済んでおり、

集計などをやっているところです。

同様に参加された市民の方に、参加してみてどうだったのかという調査は、少し予定より遅れてしまったのですが、5月下旬から6月にかけて、貴重なデータですので集めようと思っています。

もう一つは、意見交換会の手続きですが、第2回、第3回委員会で検討をして、大体的見直しの方針を持って意見交換会を行い、意見交換会で出た意見を第4回の委員会に材料としてかけて、そして最終議論を行って、答申というスケジュールを考えております。

これを当てはめた本年度の推進評価委員会自体のスケジュールは、資料No.14になります。

本日が第1回で、これまでやってきた議題がありました。第2回から第4回にかけて、今言いました見直しの内容が、その他というところに書いてありますが、かかっています。

第5回では、これは委員会としての検討は終わっていますが、条例改正案を提示する予定で、恐らくパブリックコメントに今かけているという報告をさせていただく予定です。

また、定形業務のようになってきた実施状況ですとか実施予定の審議についてですが、ご覧のような形で割り振っていますが、次年度の実施予定については、年度最後の委員会で、翌年度の実施予定をやるということでここに出ています。

そして、今日も非常に膨大な数の案件を1度にこなしていただきましたが、既に済んでいるものだけでも先に見たほうがいだろうということで、第3回でその時点で完了している分の実施状況と追加になった実施予定については、明確に議題として入れておこうと思っています。

市民提案手続ですが、当初条例を作ったときには、提案が出て数ヶ月議論をすれば結論が出るだろうと想定しておりましたが、昨年度の平成19年の第2回で提案された案件が21年3月までかかりましたので、その都度目標を定めて、結論がまとまり次第審議していくということで、仮として第2回と第4回委員会で審議するというように入れております。

以上がスケジュールですが、※で書いてありますが、変更することもあるのでご了承をいただきたいと思います。

3番は、市民提案の受付期間ですが、第1回に関しては昨年度と同様に7月1日から31日の1ヶ月で行おうと思っています。

第2回に関しましては、昨年度は12月15日から1月15日で実施しましたが、委員会の開催の日との兼ね合いも見て、今年度は11月1日から31日を予定しています。

そして、※印の2番目の件ですが、第1期の委員の皆さんに集まっていただく委員会は、本日が最後となりました。

6月27日まで任期はありますが、この間、この委員会を開くということはないと思います。但し、ご意見を頂戴しているものについては調整し、内容の確認させていただく予定ではあります。

6月28日からは、第2回以降の委員会は、新しいメンバーでやっていくということになります。

なお、公募委員の方は、今期同様4名を委嘱する予定ですが、13名の応募があり、先日、公募委員の選考委員会を行い、4名が決定したところであります。

(成田課長)

公募委員の話が出ましたので、大変僭越ではございますが、市民委員の佐々木委員、永澤委員からは応募がなかったということで、本日の評価委員会が最後となります。この場をお借りして御礼申し上げます。長い間ありがとうございました。

以上でございます。

(委員長)

それでは、まずご説明いただいた本年度の委員会の開催スケジュール、それから条例見直しスケジュールの案について、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

私からですが、事実上、条例の見直し案を2回で仕上げる。これは諮問の段階で見直し案というか、市民アンケートや庁内アンケート、これまで委員会で出されたもの、これまでの議論を含めて、市として案は出るのでしょうか。

(庄嶋主査補)

ポイントをまとめたものは作って、事務局としては、方向性は示したいと思っております。

(委員長)

そうでないとまとまらないと思います。委員会中心でやるなら4、5回とか、毎月入れないとできないと思います。

逆に言えば、こういう形で案が出ていますが、委員はよろしいですか。

(中嶋委員)

今日の議論の中で審議会手続の評価のあり方について問題になりました。担当課にとっては条例に沿って出してきただけに過ぎないのですが、私も勉強不足でしたので、前回まで意見を出していませんが、気づいた点について出していくなど、検討していく必要があると思います。

(委員長)

中嶋委員が言われるように、意見があればと言われてもそう簡単に意見は出ませんから、事務局は大変だと思いますが、一度、見直しのポイントを委員に送ったらいいと思います。

それから余計な話ですが、新しい市民委員は、現委員との理解力に相当な差があると思いますので、しっかり講習をやっておく必要があると思います。

(宇田室長)

事前にポイントを整理して送る件ですが、ある程度整理した段階で、1回ないし2回キャッチボールさせていただくのが8月までであるというような、そのような感覚でよろしいでしょうか。

(委員長)

よろしいのではないのでしょうか。

(中嶋委員)

これまでの委員会の議論の中でいろいろな指摘事項がありますが、すっかり忘れていたので、可能な範囲で出していただければと思います。

(委員長)

では、そういうことでお願いします。

その他、事務局からありますか。

(成田課長)

特にございません。

(委員長)

委員の方からございますか。

(庄嶋主査補)

次回の日程の件ですが、特に有識者の方には次もお願いするとも言っていない段階ではあるので、本日日程調整することはありませんが、いつ頃を予定しているかを報告させていただきます。



8月20日木曜日、21日金曜日、24日月曜日、25日火曜日、このいずれかを考えておりますが、まだ調整をしていませんので、その間はないなどありましたら、また考え直す部分もありますので、調整の際はよろしくお願ひします。

(委員長)

佐々木委員と永澤委員が退任されるということですので、佐々木委員から一言お願ひいたします。

(佐々木委員)

この委員会に入りまして、いろいろな意味で市民参加条例のことも知らなかったし、大変いい勉強になりました。これからは、委員会には参加しませんが、いろいろな形で市民の活動の中で広める役割をやっていきたいと思います。ありがとうございました。

(永澤委員)

よくしゃべる私が、この会議では黙っていましたが、非常に難しい内容でした。これからも関心を持って、条例についてさらに勉強し生かしたいと思います。本当にありがとうございました。

## 7 閉会

(委員長)

それでは、他の委員も一旦任期満了になり、私も委員長を終わりですので、次はどなたがやるのか分かりませんが、とりあえず2年間ありがとうございました。

今ご指摘のあったように、私も難しい話をしてしまい申し訳ないと思っております。

今日まで2年間お疲れ様でした。

(事務局)

ありがとうございました。

－ 以 上 －